

公益社団法人 長野県社会福祉士会 大規模災害支援積立金設置・運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）大規模災害発生時対応要綱第17条に基づき、大規模災害支援積立金の設置及び管理・運用等について必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この積立金の名称は、大規模災害支援積立金という。

(積立金の額)

第3条 積立金の目標額は100万円とする。

(積立金への繰入)

第4条 積立金が前条の目標額に達していないときは、収支決算に収支差額がある年度に、収支差額の一部を積立金に繰入れることができる。

2 積立金の運用から生じる収益は、積立金が目標額に達していないときは、積立金に繰入れる。積立金が目標額に達しているときは法人運営経費に充てるものとする。

3 大規模災害支援積立金への指定寄付金があった場合は積立金に繰入れる。

(積立金の管理)

第5条 積立金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法によって保管するものとする。

(積立金の活用)

第6条 この積立金を取り崩しての活用は、大規模災害に関わる派遣要請に基づく、本会の会員の活動経費に充てるものとする。

2 活用経費は、積立金の範囲内で災害支援活動を行う場合の旅費及び活動費の原則全額補助とする。

(1) 自宅から活動拠点までの往復交通費の実費

ただし、日本社会福祉士会（以下「日士会」という。）等が負担する場合は除く

(2) 活動先の宿泊費の実費

ただし、日士会等が負担する場合は除く。日士会等が宿泊先を指定している場合はその費用、指定していない場合は8,000円までとし、8,000円を超える場合は領収書の提出を求める。

(3) 活動支援費A（飲料費、生活用品費、昼食費等）3,000円（半日1,500円）

ただし、日士会等が負担する場合は除く

(4) 活動支援費B（朝・夕食費、生活用品費、災害地内移動費等）3,000円（半日1,500円）

ただし、日士会等が負担する場合は除く

3 日本社会福祉士会からの派遣要請の補助額等は、日本社会福祉士会の補助額を勘案して会長が決める

4 長野県災害福祉広域支援ネットワーク協議会からの派遣要請の補助額等は、登録されているチーム員への補助額等を勘案して会長が決める

(改正)

第7条 この規程の改正は、理事会の議決を得て行う。

附 則

この規程は、平成29年 3月 4日から施行する。

この規程は、平成30年11月17日から施行し、11月1日から適用する。

この規程は、令和 元年11月16日から施行する。